

会員各位

日本液化石油ガス協議会

液石法施行規則等の一部改正について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、平成29年2月21日付け日液協第28～95号において、経産省の意見募集についてお知らせしたところです。

この度、上述の意見募集を踏まえ、平成29年3月31日付けで改正されました。

なお、施行日はいずれも平成29年4月1日となっております。

つきましては、会員各位におかれましては、営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 意見募集の概要（主なもの）

（1）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

- ・ガスメーターの規定について、供給・消費・特定供給設備告示の内容を例示基準化するため改正（規則第18条関係）
- ・「機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないもの」（腐しよく測定による抵抗値が10Ω以上）の白ガス管の点検・調査頻度の緩和（規則第36条及び第37条関係）
- ・末端ガス栓と燃焼器の接続について、供給・消費・特定供給設備告示の内容を例示基準化するため改正（規則第44条関係）
- ・貯蔵能力10,000kg以上のバルク貯槽と保安物件との離隔距離規制の追加（規則第54条関係）
- ・「処理能力の変更を伴わない取替え」を軽微な変更として届出対象に緩和（規則第66条関係）

（2）供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示

- ・貯槽に設置すべき圧力計について、例示基準化するため一部削除（第2条関係）
- ・ガスメーターの機能について、例示基準化するため削除（第7条関係）
- ・硬質管等の規格について、例示基準化するため削除（第8条関係）
- ・末端ガス栓と燃焼器との接続方法について、上記第8条の例示基準化に合わせて基準を見直し（第10条関係）

- (3) バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示
- ・ バネ式安全弁について、例示基準化するため一部削除（第3条関係）
- (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について
- ・ 上記1. の規則第36条、第37条の改正に伴い解釈を追加
 - ・ 上記1. の規則第66条に第2号を新設したため引用条項を変更
- (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について
- ・ 最大消費数量を供給しうる調整器及び消費する液化石油ガスに適合した調整器（一部改正）（例示基準27）
 - ・ 供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置（引用の変更）（例示基準28）
 - ・ 圧力計及び許容圧力以下に戻す安全弁（新設）（例示基準43）
 - ・ ガスメーターの機能（新設）（例示基準44）
 - ・ 末端ガス栓と燃焼器を接続するための硬質管等の材料及び構造（新設）（例示基準45）
 - ・ バルク貯槽の許容圧力以下に戻す安全弁（例示基準46）
- (6) 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第11条の燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法について
- ・ 告示第11条の燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法の廃止
 - ・ 末端ガス栓と燃焼器の接続に用いる管等の組み合わせを新たに規定
 - ・ 「直接ねじにより接続されていること。」の解釈を規定

2. 経産省ホームページ掲載アドレス

○関係法令（経産省ホームページ内）

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/hourei.html#290331-6

○意見募集結果（経産省ホームページ内）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595117020&Mode=2>

以上

（発信手段：Eメール）

（担当者：飯田・岩田）